

第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

県及び家畜畜産物衛生指導協会は、地域の自衛防疫推進事業や家畜保健衛生所の家畜衛生技術指導事業等を通じて家畜飼養者に対する家畜衛生知識技術の一層の啓発・普及に努め、家畜飼育者が適正な飼養管理を行い、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理の導入の促進を図る。

(2) 小動物分野

熊本県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るほか、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等必要な条件整備の促進を図る。

2 広報活動等の充実

(1) 夜間、休日における診療体制の整備について、各地域の関係者間の合意形成を促進するとともに、夜間、休日に診療を提供する診療施設に関して、県獣医師会、自衛防疫団体、及び市町村等の広報等を活用して、広報活動を推進する。

(2) 産業動物分野においては、自衛防疫団体、県獣医師会等の発行する広報紙等を、小動物分野においては、県獣医師会等のパンフレット、市町村の広報等を活用して、飼育者に対する衛生知識の啓蒙・普及に努める。

第 5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物診療分野に係る診療については、特に集団衛生管理技術が重要視されているなか、管理獣医師による農場単位の集団衛生管理技術の需要が増大するとともに、受精卵移植技術等の先端技術の応用や新技術の開発、普及並びに高度な臨床技術を駆使した獣医療が強く求められるようになり、これらに対処するため、研修会、講習会等を通じてその適切な普及・定着を図る。また、小動物に係る獣医療については、より高度で広範な診療技術の提供と保健衛生指導等が求められていることから、飼育者のニーズに適切に対応するための診療技術の研修体制の整備及び保健衛生指導等の充実を図る。

1 卒後研修

本県においては、新規獣医師の参入が継続的に見込まれることから、県内に産業動物臨床研修施設の整備を推進し、産業動物診療分野における技術修得のための卒後研修を開催するとともに研修への積極的な受講を促すため、各地域の関係診療施設に対する情報の提供に努める。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 県は、国が開催する家畜衛生講習会、技術研修会等は、家畜保健衛生所職員を中心に積極的に受講させるとし、地域における獣医療技術の指導者の育成を図り、さらには、県が行う伝達講習会や技術研修会等を計画的に実施し、受精卵移植技術や超音波診断装置等の高度な診断機器による診断技術の修得のための研修は、診療獣医師の要望等を踏まえ、各地域ごとに家畜保健衛生所が計画的に開催するなど、獣医師の技術向上のための普及に努める。

イ 農業団体等の獣医師及び個人開業獣医師における獣医療技術の研修等については、社団法人全国農業共済協会等が開催する研修会への参加を積極的に推進しながら、受講者による伝達講習会を開催し、各地域における臨床獣医師等による獣医師の技術向上のための講習会、研修会等の開催とこれへの参加を促進する。

(2) 小動物分野

小動物に係る獣医療については、より高度で広範な診療技術の提供と保健衛生指導等が求められていることから、飼育者のニーズに適切に対応するための診療技術の研修体制の整備及び保健衛生指導等の充実を図る。

熊本県獣医師会等は、専門分野別の技術の向上等を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

3 生涯研修

熊本県獣医師会等は、診療に従事する獣医師が高度化する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適宜取り入れることにより時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努める。また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図るよう努める。

熊本県告示第 354号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 36第 1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 千歳睦男
 - (2) 住所 熊本市尾ノ上一丁目 14番 20 - 304号
- 2 契約の期間の始期
平成 14年 4月 1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

熊本県告示第 355号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25年法律第 123号）第 19条の 8 に基づく指定病院として、次のとおり指定する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	玉名病院	川原 延夫	玉名市築地 1452-3	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	城ヶ崎病院	三村 孝一	玉名市伊倉北方 265	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	荒尾保養院	王丸 道夫	荒尾市荒尾 1992	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	有働病院	高木 元昭	荒尾市万田 475-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	山鹿回生病院	谷 宏	山鹿市古閑 1500-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	向陽台病院	菊岡 實	鹿本郡植木町鐙田 1025	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	菊池有働病院	有働 信昭	菊池市深川 433	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	菊陽病院	樺島 啓吉	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	阿蘇やまなみ病院	高森 治生	阿蘇郡一の宮町宮地 115-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	希望ヶ丘病院	松本 郁朗	上益城郡御船町豊秋 1540	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	益城病院	犬飼 邦明	上益城郡益城町惣領 1530	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	城南病院	岡嶋 透	下益城郡城南町舞原無番地	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	松田病院	松田 艶子	下益城郡松橋町豊崎 1962-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	青葉病院	高橋 泰三	下益城郡城南町東阿高 778-20	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	くまもと心療病院	荒木 邦生	宇土市松山町 1901	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

医療法人	高田病院	荒木 順介	八代市豊原下町 4001	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	坂本病院	藤本 敏雄	八代市大村町 720-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	八代更生病院	今村 泰雄	八代市古城町 1705	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	八代病院	梶尾 三郎	八代市郡築一番町 179	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	水俣保養院	佐藤 洋美	水俣市袋 705-14	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	吉田病院	吉田 正毅	人吉市下城本町 1501	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	天草病院	宮川 民平	本渡市佐伊津町金浜 5789	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	酒井病院	酒井 保之	本渡市本町下河内 964	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	牛深保養院	木下 裕章	牛深市二浦町亀浦 3198	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
財団法人	熊本精神病院	宮川 洸平	熊本市渡鹿 5-1-37	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	小柳病院	小柳 浩	熊本市山ノ神 2-2-8	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	仁木病院	仁木 啓介	熊本市月出 4-6-100	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	森病院	森 裕徳	熊本市近見 1-3-36	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	ピネル記念病院	上妻 明彦	熊本市佐土原町 1-8-33	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	明生病院	古賀 靖人	熊本市大窪 2-6-20	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	桜が丘病院	堀田 宣之	熊本市池田 3-44-1	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	弓削病院	池田 英世	熊本市龍田町弓削 679-2	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	自由が丘病院	倉元 徳	熊本市龍田町陣内 1737	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

熊本県告示第 356号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25年法律第 123号）第 19条の 8 に基づく指定病院として、次のとおり指定する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	龍田病院	續 純一	熊本市黒髪 6-12-51	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	光生病院	北島 茂	人吉市下原田町 1125-2	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

熊本県告示第 357号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25年法律第 123号）第 33条の 4 に基づく応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
熊本県立	こころの医療センター	花輪昭太郎	下益城郡富合町平原 391	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
医療法人	菊陽病院	樺島 啓吉	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 14年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

熊本県告示第 358号

建築士を対象とする講習の指定に関する要項第 3条第 1項の規定に基づき指定したので、同要項第 12条第 1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施法人の名称及び住所
社団法人熊本県建築士事務所協会 熊本市九品寺四丁目 8 番 17号
- 2 定期講習又は特別講習の別
定期講習
- 3 講習の名称、目的及び対象者
(1) 名称 建築士事務所管理講習会
(2) 目的 管理建築士等の資質の向上を図り、もって建築設計及び工事監理の健全な発展並びに建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
(3) 対象者 建築士事務所の管理建築士及び新たに管理建築士になろうとする者
- 4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
(1) 実施頻度 年 2 回及至 3 回
(2) 実施時期 原則として 5 月及び 11 月並びにその他必要に応じた時期
(3) 実施期間 1 日

熊本県告示第 359号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 46条第 1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ウェルネスケア熊本 熊本市花畑町 10番 32号	ウェルネスケア・ネット ワーク株式会社	平成 14年 4月 1日

公 告

熊本県公告第 292号

熊本市長三角保之から平成 14年 1月 11日付けで協議の尾跡地区土地改良事業（農業用道路）計画変更については、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 3 第 5 項で準用する同法第 10条第 1項の規定により、平成 14年 3月 29日付けで同意した。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 293号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（小屋ノ元排水路工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 県営苓北二期地区（小屋ノ元排水路工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
 - 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 294号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 6号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（志岐地区排水路 6号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 295号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（富岡地区排水路 2号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（富岡地区排水路 2号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 296号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 7号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（志岐地区排水路 7号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 297号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（田代工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称

- 県営苓北二期地区（田代工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
 - 3 縦覧場所
五和町役場
-

熊本県公告第 298 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（御手洗農道工区）地区土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（御手洗農道工区）地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場
-

熊本県公告第 299 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（富岡地区排水路 1 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（富岡地区排水路 1 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場
-

熊本県公告第 300 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 6 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場
-

熊本県公告第 301 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北地区（福連木農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（福連木農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 3 縦覧場所
天草町役場
-

熊本県公告第 302号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（椎葉農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（椎葉農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場
-

熊本県公告第 303号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（志岐地区排水路 4号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（志岐地区排水路 4号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場
-

熊本県公告第 304号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（内の原 A工区）土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営羊角湾周辺地区（内の原 A工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
 - 3 縦覧場所
牛深市役所
-

熊本県公告第 305号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営苓北二期地区（野分農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（野分農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 306 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（沖の田農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（沖の田農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 307 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（城山農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（城山農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 308 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（船場農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（船場農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 309 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（白木尾地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 310 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期

地区（志岐地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（志岐地区排水路 5 号工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 311 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北地区（小松農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北地区（小松農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 312 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北地区（福連木農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北地区（福連木農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
天草町役場

熊本県公告第 313 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（徳道農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（徳道農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 314 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立て

られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 315 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（西の木葉工区）土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（西の木葉工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 10 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
五和町役場

熊本県公告第 316 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 317 号

龍ヶ岳町長辻本両造から土地改良事業施行の協議があったので、審査し平成 14 年 3 月 29 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から
平成 14 年 5 月 13 日まで
- 2 縦覧の場所
龍ヶ岳町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
大道地区（東浦工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書

熊本県公告第 318 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営幸野溝地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更したので、同条第 6 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営幸野溝地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
錦町役場
上村役場
免田町役場
岡原村役場
多良木町役場
湯前町役場

熊本県公告第 319 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営明治新田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき

公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立て

られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営明治新田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第 320 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営乙畠口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定

に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立て

られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営乙畠口地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 321 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営東西屋敷地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定

に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立て

られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営東西屋敷地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第 322 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営八代平野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を変更したので、同条第 6 項で準用する

同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立て

られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営八代平野地区土地改良事業（農業用排水施設）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第 323 号

玉東町長前田移津行から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14 年 3 月 29 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 2 縦覧場所
玉東町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
竹の田地区土地改良事業（暗渠排水）計画書

熊本県公告第 324 号

荒尾市長北野典爾から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14 年 3 月 29 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 2 縦覧場所
荒尾市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
蓼口池地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第 325 号

菊鹿町長隈部弘正から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14 年 3 月 29 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 2 縦覧場所
菊鹿町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
浦矢谷地区土地改良事業（区画整理）計画書

熊本県公告第 326 号

阿蘇郡西原村小野地区共同施行代表者中村節男から土地改良事業施行の認可申請があったので審査し、平成 14 年 3 月 29 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 2 縦覧場所
西原村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称

小野地区土地改良事業（区画整理）計画書

熊本県公告第 327号

大津町長荒木時彌から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14年 3月 29日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 2 縦覧場所
大津町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
大津東地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第 328号

菊池郡七城町七城町土地改良区理事長緒方奨から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成 14年 3月 29日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 48条第 9 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 2 縦覧場所
七城町役場
七城町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
山崎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

熊本県公告第 329号

矢部町長甲斐利幸から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14年 3月 29日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 2 縦覧場所
矢部町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
白糸地区土地改良事業（農業用道路）計画書

熊本県公告第 330号

矢部町長甲斐利幸から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14年 3月 29日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 2 第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 2 縦覧場所
矢部町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
白糸地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第 331号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10年法律第 7 号）第 10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 3 月 26 日
- 2 名称
特定非営利活動法人みらい有明・不知火
- 3 代表者の氏名
滝川 清
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市保田窪一丁目 1 番 35 号 大田ビル 2 階
- 5 定款に記載された目的
この法人は、有明海・八代海における海域の自然環境・生態系の保全と、沿岸域における海岸堤防・干拓低地の国土保全に資するため、「産」「学」連携し、知力と応用技術力を結集して調査・研究を行い、その成果を行政に政策提言するとともに、海をテーマとする交流活動を行って、子供たちの健全育成と地域の活性化を図り、もって有明海・八代海沿岸地域全体の環境と生活基盤の安定に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 332 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営花房中央地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画を変更したので、同条第 6 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営花房中央地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所
七城町役場

熊本県公告第 333 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営須恵深田地区土地改良事業（農業用道路、区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項で準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営須恵深田地区土地改良事業（農業用道路、区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで
- 3 縦覧場所
須恵村役場
深田村役場

熊本県公告第 334 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営中くま地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中くま地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 11 日から平成 14 年 5 月 13 日まで

- 3 縦覧場所
上村役場
岡原村役場
須恵村役場
深田村役場
-

熊本県公告第 335号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営十町地区土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営十町地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 11日から平成 14年 5月 13日まで
- 3 縦覧場所
三加和町役場
-

熊本県公告第 336号

矢部町長甲斐利幸から平成 13年 8月 16日付けで申請の矢部（新小後谷・新小中野尾）地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 2 第 5項において準用する同法第 10条第 1項の規定により、平成 14年 3月 29日付けで同意した。

平成 14年 4月 10日

熊本県知事 潮 谷 義 子